

香川県報



第 97 号

平成 18 年

12月 8 日(金曜日)

により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
平成十八年十二月八日

香川県知事 真鍋 武 紀

目次

告 示

(●印は、県法規集掲載事項)

- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
 - 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 二
 - 障害者自立支援法の規定による事業所の名称及び所在地の変更の届出 () 二
 - 道路の供用開始 (三件) (道路課) 三
 - 道路の区域変更 () () 三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川砂防課) 四
 - 道路の位置指定 (建築課) 四
 - 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正 (審査課) 五
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (経営支援課) 六
 - 建設業法の規定による建設業者の監督処分 (土木監理課) 六
 - 公募型プロポーザル方式による事業の実施 (港湾課) 六
 - 監査結果の公表 () 九

告 示

●香川県告示第六百八十四号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
221	平成十八年十一月一日	雑誌	これが本当！人妻の日記 もっとすごい本当の日記 コレクション12月号増刊	18764-12	傑作ハウハ ス	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
222		"	もっとすごい出会いの本当の日記 増刊Dr.ピカソ12月号	06636-12	"	
223		"	ANIKI 10月号 (VOL.002)	67476-76	"	
224		"	Dr.ピカソDX 12月号 (NO.141)	06635-12	"	
225		"	爆烈ハゲニング vol.10	68913-83	雄出版(株)	
226		"	女裸族 増刊/ビジネスロ裏技最強 テク MANIAX 12月号	17604-12	"	
227		"	KUIKOMI School#03	68913-89	"	
228		"	スーパード写真塾 12月号(通巻第318号)	15431-12	傑作ハウハ ス	
229		"	お宝ガールズ 11月号(通巻第76号)	02257-11	"	
230		コミック誌	COMICペンギンクラブ 12月号 (Vol.244)	17999-12	辰巳出版(株)	
231		雑誌	NEONGUY vol.01 COMICパズーカ11月号増刊	13992-11 / 25	"	

232	〃	DVDヤッターネー! 12月号(通巻77号) ライントラズ ROM12月号別冊	01864-12	(株)M.C.プレス
233	コミック誌	COMIC SIGMA VOL.2 熟女ものがたり 12月号増刊	04348-12	(株)茜新社
234	〃	コミック DVD 爆写 Vol.08 スーパーコミック12月号増刊	15544-12	曙出版(株)
235	雑誌	ハッスル EX 11月号(VOL.6) コミックMate12月号増刊	13778-12	(株)一水社
236	コミック誌	Do-Kyuni 12月号(vol.04) スコラ12月号増刊	15402-12	(株)スコラマガジン
237	〃	激熱 SUPERデラックス 12月号(通巻25号)	07689-12	(株)セブン新社
238	雑誌	ジゲンEX 12月号(通巻32号)	05271-12	(株)大洋書房
239	〃	PENT-JAPAN スペシャル 11月号(VOL.128) 増刊誌E11/15号	19820-11	(株)ぶんか社
240	〃	DOPE 12月号 (SUPERME-084)	16639-12	(株)ベストセラーズ
241	〃	DVDナックルズ vol.1 漫画実話ナックルズ特別編集	68460-35	ミリオンド出版(株)
242	〃	Muku! RADICAL Vol.10 クーラム12/5号増刊	03300-12	クイリア出版(株)

●香川県告示第六百八十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七二〇一〇〇三六	訪問介護ステーション プランナー 丸亀市川西町南二五八番地一	株式会社プランナー 丸亀市川西町南二五八番地一	平成十八年十二月一日	居宅介護 重度訪問介護

●香川県告示第六百八十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七二二〇〇〇五二六	(変更前) 株式会社ケアサー ビス長谷川丸亀営業所 丸亀市郡家町三三九六一二 (変更後) 株式会社ケアサー ビス長谷川坂出営業所 坂出市駒止町二丁目五番三十六号	株式会社ケアサー ビス長谷川 高松市築地町八一七	平成十八年十一月一日	居宅介護 重度訪問介護

●香川県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 四百三十八号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
丸亀市飯山町東坂元字三ノ池三二八番一六地先から 坂出市川津町字川西一七番七地先まで	九・三 ） 三五・三	五四〇	平成十年香川県告示第九百四十九号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年十二月八日

●香川県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 造田滝宮線（百八十五号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
綾歌郡綾川町羽床上字道東六一四番二地先から 綾歌郡綾川町羽床上字道東六三三番四地先まで	九・七 ） 二七・六	三二二	平成七年香川県告示第七百四十号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年十二月八日

●香川県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 財田まんのう線（百九十七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡まんのう町追上五五番一地先から 仲多度郡まんのう町追上二六九番一地先まで	八・八 ） 一九・〇	三六七	平成十五年香川県告示第六十五号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年十二月八日

●香川県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多和三木線（百四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
木田郡三木町大字鹿庭字二番乙一 六五番一八地先から 木田郡三木町大字鹿庭字三番乙一 六五番一地先まで	前	六・四	道路維持修繕工事に伴う区域変更
	後	二四・七	

●香川県告示第六百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する水路敷及び道路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地番
-----	-----	----	-----	----	----

定 国	東かがわ市	黒 羽	定 国
			甲一三一一番地、甲一三二二番地、甲一三三三番地、甲一三三四番地、甲一三三七番地、甲一三三七番地一、甲一三三三番地、甲一三三五番地、甲一三三八番地、甲一三三九番地、甲一三四〇番地一、甲一三四一番地一（別図に示す部分に限る。）
		南 山	乙一一九番地一、乙一一九番地二、乙一二〇番地、乙一二二番地、乙一二五番地、乙一二六番地、乙一二七番地、乙一二九番地甲、乙一三八番地、乙一三九番地、乙一四〇番地、乙一四一番地、乙一四三番地一（別図に示す部分に限る。）

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第六百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第十八号
 - 二 指 定 年 月 日 平成十八年十一月二十四日
 - 三 指 定 道 路 の 位 置 仲多度郡琴平町榎井字長法寺三一七―六から三一七―八まで、三二二四―四及び三二四―六から三二四―九まで
 - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・〇メートル
延 長 四一・四五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百九十三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月十一日から施行する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

丸亀支店	丸亀市
本島支店	丸亀市
広島支店	丸亀市

「丸亀支店 丸亀市」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス多肥上町店 高松市多肥上町字松林一一八二番一ほか株式会社コスモス薬品
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月一日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六七六平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（一）駐車場の収容台数
九一台
- （二）駐車場の収容台数
四九台
- （三）荷さばき施設の面積
三六・〇〇平方メートル
- （四）廃棄物等の保管施設の容量
一七・二八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時四十五分
（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時まで
（三）駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
平成十八年十一月三十日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
一 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
二 縦覧期間
平成十八年十二月八日（金曜日）から平成十九年四月九日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年四月九日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十八年十二月一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

アジア工業合資会社

2 主たる営業所の所在地

高松市三条町九三番地一九

3 代表者の氏名

福田 慎次郎

4 許可番号

香川県知事許可(般―十四 特―十七)第六〇〇一号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、平成十八年十二月十五日から同月二十九日までの十五日間、建設業の営業の停止を命ずる。

四 処分の原因となった事実

平成十八年八月に大阪府が公告した「泉ヶ丘地区第一駐車場ビルアスベスト除去工事」の一般競争入札の入札参加資格確認申請において、施工実績に関する資料として、アジア工業合資会社が大阪府知事に提出した「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写しが、関係官庁へ提出された届出書とは明らかに異なることが判明した。
このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

次のとおり、高松港コンテナターミナル整備事業の実施について、公募型プロポーザル方式により募集する。

なお、本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年十二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事業の概要

1 事業の名称 高松港コンテナターミナル整備事業

2 事業の内容

ガントリークレーンの調達 一基

レール基礎及びレールの設置 一式

電源施設 一式

ガントリークレーンの設営・試運転 一式

保守管理 一式

3 履行期間

(平成二十五年三月三十一日までの保守管理で、消耗品等の取替えを含む。)

県の指定する日から平成二十五年三月三十一日まで。

ただし、ガントリークレーンの供用開始は技術提案書記載の日とする。

4 予定価格 九五九、七二一、〇〇〇円

二 応募者の参加資格

応募者は、本事業を十分に実施できる技術、知識、能力、資金調達力、信用等を有し、本契約を履行できる能力を備えたものであり、以下に掲げる要件を満たすものであること。

1 応募者の構成等

応募者は、単独の企業又は複数の企業により構成されるグループとし、グループで応募する場合は、次の要件を満たすこと。

- (一) 代表企業を定めること。
- (二) 代表企業が契約の相手方となり、応募及び契約に伴う全ての責任を負うこと。
- (三) グループの構成員の数は二者又は三者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
- (四) 応募書類の提出時には、応募者の構成員について明らかにすること。
- (五) 応募書類を提出した後に、応募者の構成員を変更することは認められない。
- (六) 応募者の構成員は、応募者又は他の応募者の構成員になることはできない。

2 単独の企業及びグループの構成員に求める要件

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。）
- (二) 旧商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条若しくは第十九条の規定による破産手続き開始の申立て（同法附則第三条に規定する申立てを含む。）、旧和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第二条に規定する申立てを含む。）、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとす

る。

(1) 会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和五十五年香川県告示第四百二十七号。以下「資格基準」という。）第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもので、資格基準第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

(2) 「民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、資格基準第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

(三) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和五十九年三月二十九日付け建設省厚第九十一号）若しくは「地方整備局（港湾空港工事関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和五十九年三月三十一日付け港管第九百二十七号）又は「香川県建設工事指名停止等措置要領」（昭和五十九年香川県告示第四百五十六号）若しくは「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」（平成十一年香川県告示第七百八十七号）による指名停止期間中の者でないこと。

3 単独の企業及びグループのいずれかの構成員に求める要件

(四) 香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による特定建設業の許可（土木一式又は機械器具設置工事）を受けている者であること。

4 単独の企業及びグループの構成員（代表者）に求める要件

ガントリークレーン又は類似品の調達・納品の実績（平成八年度以降に引き渡しの完了したものに限り。国内外、発注者の種別、発注形態を問わない。）があること。

5 単独の企業及びグループのいずれかの構成員（代表者を除く。）に求める要件

(一) 経営事項審査（建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査であつて、その審査基準日が技術資料提出期限前一年七月以内のもののうち直近のものをいう。）における土木一式工事の総合評定値が九百点以上である者、又は香川県の平成十八年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に記載され、かつ、資格基準第二条の等級別の格付けで土木一式工事の特A等級の格付けを受けている者であること。

(二) 国、公団又は地方公共団体が発注した岸壁工事又は護岸工事の元請（共同企業体の場合にあつては、代表者に限り。）としての施工実績（平成八年度以降に工事が完成し、引き渡しの完了したものに限り。）があること。

<p>(三) 建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証(土木一式工事に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者で、(二)に掲げる工事の経験があるものを本事業に専任で配置できること。 なお、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。</p> <p>(1) 平成十六年二月二十九日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者 (2) 平成十六年二月二十九日以前に監理技術者の講習を受けた者であつて、平成十六年三月一日以後に監理技術者資格者証の交付を受けたものである場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</p> <p>三 説明書の交付</p> <p>1 交付期間 平成十八年十二月八日から十二月二十八日まで。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。 2 配布時間 午前九時から午後四時まで。 ただし、正午から午後一時までの間を除く。 3 配布場所 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部港湾課</p> <p>四 応募申請書、応募資格確認資料、技術提案書等(以下「応募書類」という。)の受付期間</p> <p>1 受付期間 平成十九年一月十六日から一月十八日まで。 2 受付時間 三の2と同じ 3 受付場所 三の3と同じ</p> <p>五 応募書類の審査</p> <p>1 審査機関 応募者から提出された応募書類により、高松港コンテナターミナル整備事業審査委員会による審査を実施し、候補者を選定する。 2 審査の対象 次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を審査対象から除外する。 (一) 二の応募資格の要件を満たさない者 (二) 見積金額が予定価格以下でない者 (三) 応募者、応募者の代理人その他の関係者が、審査委員会委員又は関係職員と審査</p>	<p>・決定に関して不当な接触を行った場合 四 応募書類に虚偽の記載があつた場合 五 その他不正な行為があつた場合</p> <p>3 審査方法</p> <p>(一) 提出された技術提案書の評価にあたり、技術提案書審査結果表を作成し、評価値を算出し、最も高い者を候補者とする。ただし、企業の経営状況から本事業の実施に必要な資金調達力、信用等がないと判断した場合には、次点の者を候補者とする。 (二) 評価値の最も高い者が二者以上あるときは、見積金額の低い者を候補者とする。ただし、見積金額も同額である場合は、当該者にくじをひかせて候補者を定める。 (三) 審査に当たっては必要に応じ、応募者に対しヒアリングを行う。</p> <p>六 その他</p> <p>1 その他詳細は説明書による。また、説明書の交付を受けることは、応募資格の要件であるので留意すること。 2 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 3 契約保証金 説明書による。 4 契約書作成の要否 要</p> <p>七 問合せ先 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部港湾課 電話番号(〇八七)八三二―三五四九</p> <p>八 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be purchased:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 Gantry Crane ・ Installation of rails, and rail foundations ・ Power plant for Gantry Crane ・ Erection and testing of Gantry Crane ・ Maintenance <p>(Maintenance until 31st March 2013, including exchange of consumables etc.)</p> <p>2 Time-limit for submission of Tender, Confirmation of Application Requirements, and Technical Proposal: January 16th 2007 until 4:00 p.m., January 18th 2007</p>
---	---

- 3 Contact point for tender documentation : General Affairs・Management Group,
Ports and Harbours Division, Civil Engineering Department, Kagawa Prefectural
Government 4-1-10 Bancho, Takamatsu-shi, Kagawaken, Japan, 760-8570 TEL
087-832-3549
- 4 Please submit all documentation in Japanese with monetary values converted
into yen.

監査資格公表

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年12月8日

香川県監査委員

石川 豊
辻村 修
石川 稠
野田 峻
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

第1 監査対象法人	学校法人藤井学園
1 監査対象年度	平成17年度
2 監査実施年月日	平成18年11月7日
3 県の補助金の額	366,999,604円
4 監査の結果	学校法人藤井学園が設置する藤井高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る 出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指 摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。
第2 監査対象法人	学校法人尺誠学園
1 監査対象年度	平成17年度
2 監査実施年月日	平成18年11月27日
3 県の補助金の額	545,356,034円

- 4 監査の結果
- 学校法人尺誠学園が設置する尺誠学園高等学校等の経常的経費等に対する補助金に
係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、
指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第3 監査対象法人 財団法人明治百年記念香川県青少年基金

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査対象年度 | 平成17年度 |
| 2 監査実施年月日 | 平成18年11月2日 |
| 3 県の出資金の額 | 590,000,000円 |
| 4 事業の概要 | 当財団は、明治百年を記念して、香川の青少年がその成果を受けつぐ誇りと責任を
自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう青少年育成事業を積極的に
実施し、その健全育成を期し、郷土の進展に寄与することを目的として設立され、青
少年文庫の設置運営、青少年の国際交流事業等を実施している。 |

- 5 監査の結果
- 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行
されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第4 監査対象法人 財団法人吉野川水源地域対策基金

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査対象年度 | 平成17年度 |
| 2 監査実施年月日 | 平成18年11月9日 |
| 3 県の出資金の額 | 202,050,000円 |
| 4 事業の概要 | 当財団は、吉野川水系における治水及び利水のための諸施策の推進、水没関係住民
の生活の安定及び水没関係地域の振興を図り、もって流域関係地域の振興と一体的発
展に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。 |

- 5 監査の結果
- 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行
されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第5 監査対象法人 財団法人香川県環境保全公社</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月9日</p> <p>3 県の出資金の額 129,050,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全を図るとともに、県内産業の健全な発展を期することを目的として設立され、廃棄物の処理に関する事業等を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>等の福祉の向上に寄与することを目的として設立され、国民年金健康保養センターの受託経営等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指導注意事項</p> <p>当財団が取得した財産の一部が財産目録に記載されていないなど、財務諸表に反映されていないので、改善する必要がある。</p> <p>第8 監査対象法人 財団法人香川県身体障害者協会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円 補助金 10,910,794円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的として設立され、身体障害者福祉事業の総合企画、調査研究等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり検討指示事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 検討指示事項</p> <p>勤務時間等について、県職員の例にすることができないものについては、就業規則に定めるなど、その整備を検討する必要がある。</p>
<p>第7 監査対象法人 財団法人香川県国民年金福祉協会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金の額 34,000,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び年金受給権者</p>	<p>第9 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月7日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円 補助金 250,000円</p>

<p>4 事業の概要</p> <p>当事業団は、創意工夫を凝らした多様な福祉サービスを提供し、知的障害者及び知的障害児が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設香川県ふじみ園並びに知的障害者福祉ホーム香川県ふじみ園福祉ホームの受託経営等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第10 監査対象法人 財団法人香川県食鳥衛生検査センター</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円 補助金 27,708,715円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、食鳥検査等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>補助金 472,356,014円</p> <p>貸付金</p> <p>前年度末貸付残高 2,866,441,575円</p> <p>当年度貸付額 76,300,000円</p> <p>当年度償還額 248,083,550円</p> <p>当年度末貸付残高 2,694,658,025円</p> <p>委託金 84,349,520円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、香川県における産業及び学術の振興発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として設立され、新産業の創出、産業技術の高度化、科学技術の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るため総合的な支援事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金、補助金、貸付金及び委託金に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第12 監査対象法人 香川県中小企業団体中央会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金等の額 106,046,057円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>中小企業連携組織対策事業費等補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
<p>第11 監査対象法人 財団法人かがわ産業支援財団</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月1日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 3,830,562,714円</p>	<p>第13 監査対象法人 穴吹エンタープライズ株式会社</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月1日</p> <p>3 県の委託金の額 171,470,000円</p> <p>4 監査の結果</p>

<p>香川県産業交流センターの管理に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月7日</p> <p>3 県の補助金の額 51,011,635円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>肉用牛肥育経営安定事業等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第14 監査対象法人 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 263,000,000円 委託金 253,362,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、瀬戸大橋記念公園及び坂出緩衝緑地の適切な管理及び運営を行い、もって活力ある地域の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>第17 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金の額 351,350,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することにより中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、漁業近代化資金等の債務保証事業を行っている。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>(1) 指導注意事項</p> <p>基本財産及び運用財産について、有効な運用を図る必要がある。</p> <p>第15 監査対象法人 かがわ農産物流通消費推進協議会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の負担金の額 23,002,000円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>かがわ農産物流通消費推進協議会負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>第18 監査対象法人 財団法人香川県水産振興基金</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月7日</p> <p>3 県の出資金の額 1,204,000,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、本県の産業経済の振興安定に寄与することを目的として設立され、稚魚放流事業に対する助成事業や粉石けんの使用促進を図る公害対策事業を実施するとともに、ヒラメ等の種苗生産と配付を県の委託を受けて実施している。</p>
<p>第16 監査対象法人 社団法人香川県畜産協会</p>	

<p>5 監査の結果</p> <p>出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第19 監査対象団体 社団法人香川県水産振興協会</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の補助金の額 53,200,000円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>水産振興総合対策事業（重要稚仔放流事業）等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第20 監査対象法人 香川県土地開発公社</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年10月31日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円</p> <p>貸付金</p> <p>前年度末貸付残高 3,432,694,431円</p> <p>当年度貸付額 16,838,998円</p> <p>当年度償還額 0円</p> <p>当年度末貸付残高 3,449,533,429円</p> <p>債務保証</p> <p>当年度末債務保証残高 9,319,830,445円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p>	<p>出資金、貸付金及び債務保証に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり検討指示事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 検討指示事項</p> <p>維持管理引当金については、財務規程に定めるなど、財務会計処理のあり方を検討する必要がある。</p> <p>第21 監査対象法人 香川県道路公社</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年10月31日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 1,568,782,000円</p> <p>貸付金</p> <p>前年度末貸付残高 8,412,056,000円</p> <p>当年度貸付額 613,000,000円</p> <p>当年度償還額 950,843,000円</p> <p>当年度末貸付残高 8,074,213,000円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当公社は、香川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第22 監査対象法人 香川県住宅供給公社</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年10月31日</p>
--	--

<p>3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円 委託金 500,950,264円</p> <p>4 事業の概要 当公社は、県の住宅対策に呼応し、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、住宅の建設、分譲及び県営住宅の管理等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり検討指示事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 検討指示事項 資金の有効な運用について検討する必要がある。</p> <p>第23 監査対象法人 香川県競技スポーツ強化本部</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月2日</p> <p>3 県の出資金の額 111,323,727円</p> <p>4 監査の結果 香川県競技スポーツ強化本部補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり検討指示事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 検討指示事項 補助事業の履行確認に当たり、確認方法の見直しや補助団体への指導の徹底により、不正受給の再発防止を図る必要がある。</p> <p>第24 監査対象法人 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団</p> <p>1 監査対象年度 平成17年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成18年11月27日</p> <p>3 県の出資金の額 1,010,000,000円</p>	<p>4 事業の概要 当財団は、文化事業を実施するとともに、自主的、創造的な芸術文化活動を支援し、本県における個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的として設立され、芸術文化鑑賞機会の提供、地域芸術文化の振興等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
---	--

平成十八年十二月八日印刷発行

印刷発行所 香川県庁

(購読料月極二千五百円)

